

第7回 熊谷市地域公共交通会議 会議録

日時：平成23年1月20日（木）

午前10時00分から12時10分まで

場所：熊谷市立商工会館2階 大ホール

出席者：委員19名（代理人を含む）

（欠席委員：5名）

（事務局：熊谷市4名、委託会社1名）

1 開 会 （司会：事務局 長谷川総合政策部企画課長）

- ・本会議を公開で行うことの報告
- ・欠席委員（5名）の報告
- ・配布資料の確認

2 議 題 （議事進行：嶋野会長）

（あいさつ）

- ・本会議についてもいよいよ大詰めであり、今回の会議においては、熊谷市地域公共交通総合連携計画（案）についてを説明する。
- ・皆さんの忌憚のない意見により、本計画をよりよいものとしていきたい。

（1）熊谷市地域公共交通総合連携計画（案）について：資料1

（本計画（案）が1月13日に開催した小委員会の意見を反映したものであることを事務局が説明）

○序「はじめに」から3「電動バスの試験運行」まで、事務局が説明

【質疑】

（委員）

- ・電動バスの試験運行での不都合はなかったか。

（事務局）

- ・運行に影響する大きなトラブルはなかった。

（委員）

- ・本計画（案）のパブリックコメントについて、市ホームページや企画課、行政センターにて閲覧・応募できることをどのように広報しているのか。

（事務局）

- ・市報及び市ホームページ（トップページ）にて予告している。

（委員）

- ・市のホームページをどのくらいの人が見ているのだろうか。パブリックコメントは良いことだが、実際の声が聞こえてくるようでなければならない。
- ・そのためには、パブリックコメントを実施していることの周知が重要である。
- ・特に、自家用車を所有していない方がバス等を利用する可能性が高いわけであるから、それらの方々が足を運ぶ場所で案内をしていただければと思う。

(事務局)

- ・先ほど説明した場所に加え、公共交通機関を利用する方の特性を考慮して、公民館等の市有施設を中心として周知を検討したい。

(委員)

- ・バス車内への掲出なども検討してみてはどうか。

(事務局)

- ・それらを含めて検討する。

(委員)

- ・電動バスについては、バッテリーの搭載によってベース車両より 700 kg重くなっている。この結果、乗車定員がベース車両より減ることになったと思うが、乗車定員の比較はどうなっているのか。

(事務局)

- ・ベース車両の定員は 31 名、電動バスの定員は 25 名である。

◆（議長）その他意見等なく、本項目について了承する。



○ 4 「公共交通を取り巻く課題の整理」について、事務局が説明

（埼玉県内のコミュニティバスについては、「補足資料 1」を用いて説明）

【質疑】

(委員)

- ・現在の公共交通機関においては、バスもタクシーも乗務員への暴行事件が全国的に多く問題となっている。幸いにも県北においては少ないが、都市部においてはほぼ毎日起こっている。
- ・このような中で公共交通を維持していくためには、住民の意識が重要であり、企業などと連携して取り組んでいかなければならないと考える。

◆（議長）その他意見等なく、本項目について了承する。



○ 5 「連携計画の基本的な方針と目標」について、事務局が説明

【質疑】

(委員)

- ・66 ページに記載されている本計画の数値目標「公共交通に満足している市民の割合」については、現状値が 45% であり、5 年後に 50%、10 年後には 55% しているが、この数値の根拠は何か。
- ・「50%」ということは、市民の半数しか満足していないことになる。せめて「60%」というように、一般的な試験等の及第点となるような数値を目標にするべきではないか。

(事務局)

- ・ この数値目標は熊谷市総合振興計画を基に設定しているものであり、5年後、10年後の数値についても、同計画を策定する際の市民の意見に基づいたものである。
- ・ この数値については、毎年「市民満足度調査」を行っているので、その結果を見ながら、本計画についても進めていきたいと考えている。
- ・ ちなみに「公共交通に満足している市民の割合」については、平成19年度に総合振興計画を策定した時点で45%、平成21年度は48.1%、平成22年度は45.3%となっている。

(委員)

- ・ 人口23万人を目指している本市総合振興計画は、「環境共生都市」を目標としており、この中で公共交通の充実も進めている。
- ・ したがって、この総合振興計画の目標年度に達する時点で、「公共交通に満足している市民の割合」も100%に達することを目標にすべきではないか。
- ・ つまり、総合振興計画の目標年度における値が「55%」であることはおかしいのではないか。

(事務局)

- ・ 今回の総合振興計画については、市民の方の意見を聞きながら、現実的な路線にて進めている。その中で、市民の方の意見を反映させた結果、今回のような値になったものである。

(委員)

- ・ 合併して新市となった後の新たな計画として、この値の設定には納得し難い。
- ・ 一年経過するごとに見直すなどができるのか。

(事務局)

- ・ そのような設定方式もあるとは考えるが、ここでは現実的にゆうゆうバスの運行に関して「満足度100%があり得るのかどうか」という視点で考えていただきたい。
- ・ 例えば、バスの停留所のある市民の意向で移動すれば、その市民は満足だが元の場所の市民の満足度は下がるものである。

(委員)

- ・ そのような状況を踏まえて、「55%」という値は及第点とは言えないのではないか。
- ・ 料金を100円に据え置いた上で増便などを行うという今回の連携計画においては、その値をさらに上に設定すべきではないか。

(議長)

- ・ 目標値の設定については、市民の方の意見を基に決定しているものである。
- ・ 現実的に道路整備などについては高い値の目標設置ができるとは考えるが、公共交通においては直ちに高い値を設定することが困難な性質のものと解され今回の計画（案）となったということで理解いただきたい。

(事務局)

- ・ 今回の目標値に係る経緯はこれまでの議論のとおりであるが、平成23年度以降

の本計画のローリングの中で新たな目標設定も可能である。

- ・今後の状況により、御意見のように「60%」などに目標値を上げていくことも検討したい。

(委員)

- ・市民が本当に「55%の目標でよい」と言っているのか。「市民の半分強が満足すればよい」ということは納得し難いところであるが、ぜひ高い目標を持った意気込みで推進していただきたい。

(委員)

- ・目標値の議論の中で「ローリングもできる」ということであるが、満足度については「市民の感覚」というものであるので、本計画においては「利用率」などのデータを掲載することも考えてみてはどうか。

(委員)

- ・「満足度」が55%であっても、国の補助金交付には影響がないのか。

(委員)

- ・本計画はしかるべき組織にて策定するものであり、その中で決定された事項については問題はない。

◆（議長）その他意見等なく、本項目について了承する。

目標値については、事務局の説明どおり、ローリングしながら検討することとする。



○ 6 「新ゆうゆうバス運行計画（案）の策定」について、事務局が説明

【質疑】

(委員)

- ・過去2回の「循環バス江南地区路線を考える懇談会」により作成された運行ルート案には賛成である。
- ・計画（案）70ページの図には、バス路線より半径600mのエリアが示されているが、これまでの説明の中で「公共交通不便地域」では「バス停から300m」という数値が使用されていた。この相違について説明願いたい。
- ・また、71ページに記載された「導入する小型バス車両」の乗車定員は何名か。
- ・また、72ページでは、江南地区においてシャトルバスの実証実験を行った旨が記載されているが、この実験は本計画（案）のルートと同じものか。

(事務局)

- ・まず「300m」という値はバス停からの距離であり、その範囲を超えると利用者にとって不便であることを表している。一方「600m」という値は既存の民間バス路線からの距離を示していて、その範囲においては新たなバス停を設置することができない区域であることを表している。
- ・続いて、新たに導入する小型バス車両については、乗車定員25～30名程度を想定している。

- ・ また、今回のルート（案）は、シャトルバス実証実験のルートとは異なるものである。実証実験では、「江南行政センター」、「JAくまがやふれあいセンター江南店」、「籠原駅」の3箇所の停車で、朝夕のみの運行であった。

(委員)

- ・ 「補足資料2」については、どのような扱いになるのか。パブリックコメントにかけるものなのか。

(事務局)

- ・ この資料は、今回の会議の議事に係る補足資料であり、パブリックコメントに計画（案）とともに掲出するものではない。

(委員)

- ・ 江南地区における運賃設定は、「補足資料2」の「パターン1」の設定を想定しているのか。

(事務局)

- ・ そのとおりである。

(委員)

- ・ 「補足資料2」について、本計画（案）においては今までどおり「1回100円」そして「一日乗車300円」の「パターン1」を想定しているが、「パターン2」の「1回200円」とした場合でも市の補助は500数十万円増加する程度である。
- ・ つまり、現行から100円の値上げを行っても、市の補助はあまり変わらないと推計しているのか。

(事務局)

- ・ 今回のシミュレーションにおいては「値上げによりどれだけ利用者が減少するのか」ということが問題であった。
- ・ このシミュレーションは今年度に行ったアンケートを基に推計しているが、今後さらにアンケートなどを実施し資料を収集して精度を高めたい。

◆（議長）その他意見等なく、本項目について了承する。



○ 7 「目標を達成するために行う事業及び実施主体」について、事務局が説明

【質疑】

(委員)

- ・ 82ページの「事業4」では、平成23年度から「順次整備」となっているが、具体的に平成23年度のいつから開始されるか決定しているのか。

(事務局)

- ・ 具体的には決まっていない。

(委員)

- ・ 「乗継拠点」や「乗継ポイント」における上屋やベンチの設置に係る占用許可については県としても柔軟に対応したいと考えているので、設置の際は早めに相談していただきたい。

(委員)

- ・いわゆるアンケート調査では「運行本数が少ない」という結果であったが、それを踏まえた本計画（案）では、さくら号を1便増やしただけである。
- ・運賃を1回100円で運行するのはよいと考えるが、運行本数についてはもう少し増大できるのではないか。
- ・電動バスについては、早稲田大学の関係者によると「2,400万円程度で導入できのではないか」との話であった。本市は晴れが多いので、1台はソーラーバスで運行するなどの検討があってもよいのではないか。
- ・市内循環バスは病院が停留所になっているところが多いので、1病院当たり100万円の寄附を受けるなど、コストダウンのための取組を図りながら運行することができないだろうか。
- ・また、「市役所前」の停留所については、バスが市役所ロータリーに入ってこないが、年配者などが市役所ロビーでバスを待てるようにするなど、利用者の満足度を上げる取組が必要ではないか。

(委員)

- ・私も同じ考え方である。本計画（案）は、運行本数がほんの少し改革されただけである。もっとダイナミックな改革ができないのか。
- ・先進的な都市を調査することも大切で、例えば北陸の富山市などにも出張し、よく調べていただきたい。
- ・この程度の改革で、市民の満足度が向上するとは考えられない。循環バスが「空気を運んでいる」という苦情は解決しない。
- ・循環バスには、客が誰も乗っていない時間が多くある。空で運行している時間を調べた上でのシミュレーションをぜひとも行っていただきたい。
- ・これでは「かゆいところに手が届かない改革」と言わざるを得ない。

(議長)

- ・この計画（案）では、87ページの説明のとおり「P D C Aサイクル」で検証することになっている。
- ・御指摘いただいた点についても、このシステムの検証の中で解決を図っていきたいので了承願いたい。

(委員)

- ・市の負担に関して、バス車両の償却は何年としてシミュレーションしているのか。

(事務局)

- ・バス車両は5年で償却するものとして経費に算入している。
- ・なお、計画（案）におけるシミュレーションでは、バス車両の減価償却を考慮していない。

(委員)

- ・バス車両を誰かが提供すれば市の負担が抑えられるのか。
- ・ゆうゆうバスをドラッグに変えることができないのか。
- ・「市民が足として満足する」、「市民満足度が60%になるにはどうしたらよいのか」ということが重要である。

- ・ 例えば、5年償却である車両を10年償却として補助するなどの方策も考えられるであろう。
- ・ 行政・業者・市民が連携した上で皆が満足する循環バスであってほしい。
(委員)
- ・ 電車を例にすると、籠原駅の上り車両は満員であっても下りは空車である。
- ・ 両方が満員となればよいが、片方が空車になるのが宿命である部分がある。
- ・ このような状況を市民に理解していただけるよう努力していただきたい。

◆ (議長) その他意見等なく、本項目について了承する。

なお、本日の会議にて本計画（案）が固められるわけではない。パブリックコメントがある。本日の意見とパブリックコメントの意見とを踏まえて、この計画（案）を固めたい。



(2) 調査事業に係る事後評価（案）について：資料2

○ 事務局が説明

- ・ このシートは、地域公共交通総合連携計画の策定に当たり、国の再生総合事業の費用をいただいているため国へ提出する評価シートである。
- ・ このシートの内容は、1ページ目は計画から抜粋したものを記述、2ページ目は自立性・持続性を記述、3ページ目は地域における合意形成がされたかどうかを記述している。
- ・ このシートについては、1月末までに国へ提出することになっており、その後必要に応じて修正するものである。

◆ (議長) その他意見等なく、(2)の議題について了承する。



(3) 平成22年度補正予算（案）について：資料3

○ 事務局が説明

- ・ 今回の補正予算については、会議運営に要する費用が事務局予算の範囲内で対応できると判断できるものであるため、事務費を事業費へ流用するものである。
- ・ 増加した事務費については、本計画の増刷に充てることとしたい。

◆ (議長) その他意見等なく、(3)の議題について了承する。

3 その他

- ・ 特になし

4 閉会